

平成30年4月11日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官  
平成29年(行ウ)第9号 政務調査費返還請求住民訴訟事件  
口頭弁論終結日 平成30年1月17日

判 決

5 兵庫県尼崎市

原 告

兵庫県尼崎市

原 告

兵庫県尼崎市

10 原 告

兵庫県尼崎市

原 告

上記4名訴訟代理人弁護士 中 北 龍 太 郎

兵庫県尼崎市東七松町一丁目23番1号

15 被 告 尼 崎 市 長  
稻 村 和 美

同訴訟代理人弁護士 上 谷 佳 宏

同 木 下 卓 男

同復代理人弁護士 三 瀬 崇 史

20 被告指定代理人 中 村 直 之

同 田 中 雄 造

同 藤 井 慎 哉

主 文

- 1 被告は、新政会に対し、180万7812円を支払うよう請求せよ。  
25 2 被告は、維新の会に対し、63万0262円を支払うよう請求せよ。  
3 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

4 訴訟費用は、これを10分し、その6を原告らの負担とし、その余を被告の負担とする。

### 事 実 及 び 理 由

#### 第1 請求

- 5 1 被告は、新政会に対し、411万2748円及びこれに対する請求の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 2 被告は、維新の会に対し、197万2996円及びこれに対する請求の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

#### 第2 事案の概要

- 10 1 本件は、兵庫県尼崎市（以下「市」という。）の住民である原告らが、市議会の会派である「新政会」及び「維新の会」（以下併せて「本件各会派」という。）が市から交付された平成27年度の政務活動費を違法に支出したため、市に対してその支出額に相当する金員の不当利得返還の義務を負うにもかかわらず、市の執行機関である被告がその行使を怠っている旨を主張して、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、被告に対し、本件各会派に対して上記支出額に相当する金員（新政会につき411万2748円、維新の会につき197万2996円）及びこれに対する請求の日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求するよう求める住民訴訟である。

#### 20 2 関係法令等の定め

別紙1 「関係法令等の定め」のとおりである。

- 3 前提事実（当事者間に争いのない事実又は後掲各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

##### (1) 当事者等

25 ア 原告らは、いずれも市の住民である。

イ 被告は、普通地方公共団体である市の長である。

ウ 本件各会派（新政会及び維新の会）は、いずれも市議会における会派である。

(2) 政務活動費の交付（甲9、弁論の全趣旨）

市は、平成27年4月8日付け交付決定に基づき、次のとおり、本件各会派に対し、次のとおり、同年度分の政務活動費を、上半期分は同年4月20日に、下半期分は同年10月20日に、それぞれ交付した。

新政会 1440万円（上半期分720万円、下半期分720万円）

維新の会 480万円（上半期分240万円、下半期分240万円）

(3) 政務活動費の充当（甲9、弁論の全趣旨）

ア 新政会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に、以下の広報紙を発行し、これを配布した。（甲1～3）

平成27年度夏号（以下「本件広報紙①」という。）

平成27年度冬号（以下「本件広報紙②」という。）

平成28年度春号（以下「本件広報紙③」という。）

イ 新政会は、本件広報紙①ないし③を発行するに当たり、別表番号(1)ないし(3)の費用（合計411万2748円）を支払ったところ、その全額につき、平成27年度分の政務活動費を充当した。

ウ 維新の会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に、以下の広報紙を発行し、これを配布した。（甲4、5）

平成27年度秋号（以下「本件広報紙④」という。）

平成28年度春号（以下「本件広報紙⑤」という。）

エ 維新の会は、本件広報紙④及び⑤を発行するに当たり、別表番号(4)及び(5)の費用（合計197万2996円）を支払ったところ、その全額につき、平成27年度分の政務活動費を充当した。

(4) 政務活動費の精算（甲9）

ア 本件各会派は、平成28年4月28日付けで、それぞれ議長に対し、平

成27年度分の政務活動費に係る収支報告書を提出した。

イ 本件各会派は、平成28年5月31日、市長に対し、次のとおり、平成27年度の政務活動費の残余分を返還した。

新政会 276万4561円

5 維新の会 2万8699円

(5) 住民監査請求

ア 原告らは、平成28年11月28日、市監査委員に対し、本件各会派が平成27年度の政務活動費を本件広報紙①ないし⑤に係る支出に充てたことに関し、その内容がいずれも会派や個人の宣伝であって使途基準に反するなどと主張して、新政会に133万3513円及び利息を、維新の会に49万2966円及び利息をそれぞれ返還させる措置を求める旨の監査請求をした。（甲8）

イ 市監査委員は、平成29年1月24日付で、原告らに対し、上記アの監査請求を棄却する旨の監査結果を通知した。（甲9）

15 (6) 本件訴えの提起等（当裁判所に顯著）

ア 原告らは、平成29年2月20日、本件訴えを提起した。

イ 被告は、平成29年4月6日、新政会（同代表者幹事長丸山孝宏）及び維新の会（同代表者幹事長楠村信二）に対し、訴訟告知をした。

4 主たる争点

20 本件各会派は、平成27年度分の政務活動費を本件広報紙①ないし⑤（以下「本件各広報紙」という。）に係る支出に充てたことをもって、当該充当額の全部又は一部につき、法律上の原因がないのに市の損失により利益を受けたことになるか。

25 具体的には、本件各広報紙の発行及び配布は、その全部又は一部につき、本件各会派が行う「調査研究その他の活動」すなわち「市政の課題を解決し、又は市民の意思を市政に反映させる活動その他の市民の福祉の増進を図るため

に必要な活動」（条例7条1項）に当たるか。

### 第3 争点に対する当事者の主張

#### 【原告らの主張】

- 1 法100条並びにこれを受けた条例7条及び規則は、地方議会における議員の調査研究活動を充実させてその審議能力を強化するためのものであるところ、その趣旨からすると、議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的な関連性が認められない行為は、会派が行う「調査研究その他の活動」に当たらない。
- 2 本件各広報紙の紙面には、いずれも、本件各会派に所属する議員の拡大写真、氏名及びプロフィール等が掲載されているから、当該議員個人の後援会活動又は選挙活動の一環と認められ、選挙活動を通じた議員個人としての意見の表明という要素・側面が濃厚である。  
よって、本件各広報紙の発行及び配布は、いずれも、議会活動や市政に関する政策等を市民に周知する広報活動としての意義を有すると認めることは困難であるから、調査研究活動との間に合理的な関連性があるものとはいはず、本件各会派が行う「調査研究その他の活動」に当たらない。
- 3 本件各広報紙のうち一部の発行及び配布のみが本件各会派による「調査研究その他の活動」に当たらない場合には、法の合理的な解釈に加え、確認事項集が「やむを得ない場合」に政務活動費の按分充当を認めていることに照らし、本件各会派は、本件各広報紙に係る支出の金額のうち上記割合に応じた按分額につき、これを不当利得として返還する義務を負うと解すべきである。

#### 【被告の主張】

- 1 条例及び規則等は、調査研究活動とそれ以外の選挙等の活動が混在しているものについて、各部分を明確に区分することができないことから、当該活動に要した費用に関し、前者に該当する部分の割合に応じ、政務活動費を按分して充当することを認める規定を設けていない。そうすると、本件各広報紙につい

て、紙面の内容を調査研究活動に該当する部分とそうでない部分とに分け、その割合に応じて政務調査費をこれに関する費用に充当するという取扱いをすることはできない。現に、市は、これまで、上記方法による政務活動費の充当を認めたことはない。

したがって、本件各広報紙の発行及び配布が本件各会派による「調査研究その他の活動」に当たるか否かは、その紙面が専ら本件各会派による調査研究活動に係る内容となっているか否かという観点から、判断すべきである。

2 本件各広報紙の内容は、いずれも、質疑や視察等の内容が記載され、政党活動や選挙活動等に関する具体的な記載がないことからも明らかのように、本件各会派の議会活動を市民に分かりやすく示すものであり、所属議員の写真、氏名及び役職等が掲載された部分はその一環にすぎない。この点、写真は、本件各会派にどのような議員が所属しているのかを視覚的に市民に分かりやすく周知するための情報であり、役職についても、日頃の議員活動を市民に知つてもらうために有益な情報といえる。

よって、本件各広報紙はそれぞれを全体として評価すべきであるところ、この評価方法によれば、本件各広報紙の発行及び配布は、いずれも、本件各会派が行う「調査研究その他の活動」に当たるといえる。

#### 第4 当裁判所の判断

##### 1 認定事実

前提事実、後掲各証拠（ただし、認定に反する部分を除く。）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

###### (1) 本件広報紙①の記載内容等（甲1）

###### ア 全体構成

本件広報紙①は、両面ともカラーで印刷され、中心で折ることを前提とするものである。

本件広報紙①には頁番号の記載はないが、以下では便宜上、表面（甲1

の1枚目)右半分を「1頁」、同左半分を「4頁」、裏面(甲1の2枚目)左半分を「2頁」、同右半分を「3頁」とそれぞれ呼称する(以下、本件広報紙②ないし⑤についても同様とする。)。

#### イ 1頁の記載内容

##### ① 上部 約4分の1

「新政会」と記載されている。

##### ② 中央 約2分の1

市議会議場で撮影された、新政会に所属する議員の集合写真が掲載されている。

##### ③ 下部 約4分の1

市が100周年を迎えること、市はいまだ厳しい財政再建の途上であるが、誰もが住みたい、住み続けたいと思える素敵な街を目指し、市議会の最大会派として責任、役割を果たす旨の所信表明が記載されるとともに、市民の支援と協力を呼びかけるメッセージが記載されている。

#### ウ 4頁の記載内容

##### ① 上部 約4分の1

市議会議場で撮影された、新政会に所属する議員の集合写真(1頁とは異なるもの)が掲載されている。

##### ② 中央 約2分の1

新政会に所属する議員(12名)各人の顔写真、氏名及び役職等が掲載されている。

##### ③ 下部 約4分の1

「新政会」の名称に加え、新政会の事務所の所在地及び連絡先が記載された上、「皆さまのご意見・ご要望・ご相談を受け付けています。」と記載されている。

#### エ 2頁の記載内容

「平成27年度予算」の表題の下、市の平成27年度予算の概要、具体的には、重点的に配分される4項目、予算規模、歳入及び歳出の内訳等が掲載されている。

オ 3頁の記載内容

5 「新政会の主張（代表質疑・総括質疑・意見表明より）」の表題の下、市の平成27年度予算案に対する新政会の指摘及び要望等、具体的には、施策評価、人口ビジョン、ファシリティマネジメント、入札・契約制度、街頭犯罪への対策、ヘルスアップ尼崎戦略事業、住宅政策、中学校弁当事業、その他の項目についての指摘事項等が記載されている。

10 (2) 本件広報紙②の記載内容等（甲2）

ア 全体構成

本件広報紙②は、両面ともカラーで印刷され、中心で折ることを前提とするものである。

イ 1頁の記載内容

15 ① 上部 約4分の1

左側に「新政会」と、右側に「平成27年度（2015年）冬号」とそれぞれ記載されている。

② 中央 約2分の1

市議会議場で撮影された、新政会に所属する議員の集合写真が掲載されている。

20 ③ 下部 約4分の1

市においては、財政再建一辺倒の13年間を経てもいまだ硬直化した厳しい財政状況が続いているが、市制100周年を機に限られた財源を有効かつ的確に活動する契機とするため、14年ぶりに市長に対して次年度予算に対する要望書を提出した旨の報告とともに、市民の支援と協力を呼びかけるメッセージが記載されている。

#### ウ 4 頁の記載内容

##### ① 上部 約4分の1

市議会議場で撮影された、新政会に所属する議員の集合写真（1頁とは異なるもの）が掲載されている。

##### ② 中央 約2分の1

新政会に所属する議員（12名）各人の顔写真、氏名及び役職等が掲載されている。

##### ③ 下部 約4分の1

「新政会」の名称に加え、新政会の事務所の所在地及び連絡先が記載された上、「皆さまのご意見・ご要望・ご相談を受け付けています。」と記載されている。

#### エ 2 頁の記載内容

「平成28年度予算編成に対する要望書（抜粋）」の表題の下、市の平成28年度予算編成について新政会が提出した要望書の内容の要旨、具体的には、市制100周年、尼崎版総合戦略、行財政運営、施策評価、ファシリティマネジメント、新地方公会計制度、学力向上、防災、市民の安心・安全、良好な住環境の保全、産業振興の各項目に係る内容が掲載されている。

これに併せて、上部に新政会に所属する議員の集合写真が、下部に市長に予算要望を説明する新政会に所属する議員の様子が撮影された写真が、それぞれ掲載されている。

#### オ 3 頁の記載内容

##### ① 上部 約8分の1

2頁に引き続き、市の平成28年度予算編成について新政会が提出した要望書の内容の要旨、具体的には、公設地方卸売市場の在り方、子育て支援の各項目に係る内容が掲載されている。

② 中央から上 約8分の3

「議会のあり方検討委員会報告について」の表題の下、市議会の運営、具体的には、議会だよりのカラー化・冊子化、議会基本条例の制定について、新政会が行った提案の帰趨について記載されている。

③ 中央から下 約8分の3

「新政会会派視察」の表題の下、平成27年11月9日から同月11日にかけて新政会が高知市（教育委員会学校教育課、健康福祉部福祉管理課）、高知県南国市（教育委員会学校教育課）及び高松市（財政局財産経営課）を視察したテーマ、結果概要が記載されている。これに併せて、上記視察の様子を撮影した写真が掲載されている。

④ 下部 約8分の1

「コラム 年末年始のごあいさつは、失礼させていただきます。」の表題の下、政治家が選挙区内の人に年賀状等の挨拶状を出すことは公職選挙法で禁じられている旨が記載されている。

(3) 本件広報紙③の記載内容等（甲3）

ア 全体構成

本件広報紙③は、両面ともカラーで印刷され、中心で折ることを前提としたものである。

イ 1頁の記載内容

① 上部 約4分の1

左側に「新政会」及び「平成28年度（2016年）春号」と記載されている。

右側には、新政会は厳しい財政難の中にあっても市の100周年を祝う積極的な取り組みを求めてきた旨の報告とともに、市民に対し協力を呼びかけるメッセージが記載されている。

② 中央 約4分の1

市議会議場で撮影された、新政会に所属する議員の集合写真が掲載されている。

③ 下部 約2分の1

「会派要望の結果」の表題の下、新政会が市長に対して行った平成28年度予算の要望の内容（具体的には、市制100周年、ファシリティマネジメント、学力向上について）及びそれに対する対応状況についての回答が記載されている。

ウ 4頁の記載内容

① 上部 約2分の1

新政会に所属する議員（12名）各人の顔写真、氏名及び役職等が掲載されている。

② 中央から下 約8分の3

「会派視察報告」の表題の下、平成28年2月8日から同月9日にかけて新政会が行った山口県下関市及び岩国市を視察したテーマ、場所、結果概要が記載されている。これに併せて、上記視察の様子を撮影した写真が掲載されている。

③ 下部 約8分の1

「新政会」の名称に加え、新政会の事務所の所在地及び連絡先が記載された上、「皆さまのご意見・ご要望・ご相談を受け付けています。」と記載されている。

エ 2頁の記載内容

「平成28年度予算」の表題の下、市の平成28年度の予算案の概要、具体的には、予算規模、重点化項目、市制100周年記念事業に係る予算、歳入及び歳出の内訳等が掲載されている。

オ 3頁の記載内容

「新政会の主張（代表質疑・総括質疑・意見表明より）」の表題の下、

市の平成28年度予算案に対する新政会の指摘及び要望等、具体的には、自治基本条例、尼崎城の再建、債権回収、学力向上、不登校問題、中学校弁当事業、学校プール開放事業、障害者支援、その他の項目についての指摘事項等が記載されている。

5 (4) 本件広報紙④の記載内容等（甲4）

ア 全体構成

本件広報紙④は、両面がカラーで印刷され、中心で折ることを前提としたものである。

イ 1頁の記載内容

10 ① 上部 約4分の1

「尼崎市議会維新の会通信 V o l . 4 2015年秋号」と記載されるとともに、発行元である維新の会の事務所の所在地及び連絡先等が記載されている。

② 中央から上 約4分の1

15 本件広報紙④の記載内容の表題（目次）が記載されている。

③ 下部 約2分の1

維新の会に所属する議員（4名）各人の氏名、顔写真、肩書、生年月日、特技・趣味及び経歴等が記載されている。

ウ 4頁の記載内容

20 維新の会が主張する政策（12項目）について、その課題と実現時の効果が記載されるとともに、維新の会が達成した実績（12項目）が記載されている。

エ 2頁及び3頁の記載内容

① 上部 約6分の5

25 紙面が4等分され、維新の会に所属する議員4名の各々の氏名、質問をしている様子の写真、議会において行った質問内容（禁煙対策や路上

喫煙対策、小・中学校健診データのデータベース化、市職員の市内居住、学社連携推進事業、外国人観光客誘致、公務員人事評価制度、新電力元年に向けての計画について) 及びそれに対する回答が記載されている(このうち、氏名及び顔写真が占める割合は約6分の1である。)。

5 ② 下部 約6分の1

左側には、「議会のあり方検討委員会経過報告」の表題の下、同委員会において検討中の事項、具体的には、議会基本条例、決算特別委員会の審査方法、議員報酬削減、付属機関の無報酬化に係る経過報告が記載されている。

10 右側には、「維新の会市政報告会開催のお知らせ」の表題の下、その案内が掲載されている。

(5) 本件広報紙⑤の記載内容(甲5)

ア 全体構成

本件広報紙⑤は、両面がカラーで印刷され、中心で折ることを前提としたものである。

15 イ 1頁の記載内容

① 上部 約4分の1

「尼崎市議会維新の会通信 V o 1. 5 2016年春号」と記載されるとともに、発行元である維新の会の事務所の所在地及び連絡先等が記載されている。

20 ② 中央から上 約4分の1

本件広報紙⑤の記載内容の表題(目次)が記載されている。

③ 下部 約2分の1

維新の会に所属する議員の氏名、顔写真、肩書、生年月日、特技・趣味及び経歴等が記載されている。

25 ウ 4頁の記載内容

維新の会が考える市政の問題点（防犯カメラの設置，乳幼児健診の実施施設の減少）とその解決策の提案が記載されている。

## エ 2 頁及び 3 頁の記載内容

### ① 上部 約 6 分の 5

紙面が 4 等分され、維新の会に所属する議員 4 名の各々の氏名、質問をしている様子の写真、議会において行った質問内容（道徳授業の教科化、道徳の教科化後における教員の指導力、歴史博物館建設用地先行取得、保健福祉の集約・再編、禁煙対策・路上喫煙対策、東京五輪事前合宿招致プロジェクト、防犯カメラ設置、子供の歯の健康について）及びそれに対する回答が記載されている（このうち、氏名及び顔写真が占める割合は約 6 分の 1 である。）。

### ② 下部 約 6 分の 1

左側には、「議会のあり方検討委員会経過報告」の表題の下、同委員会において検討中の事項、具体的には、議会基本条例、決算特別委員会の審査方法、議員報酬削減、附属機関の無報酬化に係る経過報告が記載されている。

右側には、維新の会が市長に提出した平成 28 年度予算に対する要望書の内容（抜粋）が掲載されている。

## 2 判断の枠組み等

- (1) 条例及び規則によれば、① 政務活動費の交付を受けた会派は、当該会派が行う調査研究その他の活動、すなわち、市政の課題を解決し、又は市民の意思を市政に反映させる活動その他の市民の福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費で、印刷代金、会派広報の作成費その他これらに類するものに政務活動費を充てることができ（条例 7 条 1 項、別表 1 項 5 号、規則 19 条 2 項、6 項）、② 選挙活動に係る経費、その他名目のいかんを問わず所属議員の個人的な活動に係る経費には、政務活動費を充てることができ

ない（規則10条、別表第1第1項6号、7号）。

(2) しかるところ、会派広報は、当該会派の議会における活動又は市政についての報告等を内容とするものであれば、これを発行して配布することは、市政の課題を解決し、市民の意思を市政に反映させる契機になることから、当該会派が行う「調査研究その他の活動」に当たるということができる。

これに対し、当該会派に所属する議員個人の情報を会派広報に掲載することは、当該議員の存在を周知ないし宣伝してその知名度を上げ、次の選挙で当該議員を当選させやすくするという選挙活動の側面を有するから、原則として当該会派が行う「調査研究その他の活動」に当たらないというべきである。もっとも、当該会派の議会における活動等を報告するに当たっては、当該会派に所属する議員の情報を併せて報告した方が、その目的を達成するためには効果的な場合もあり得ないわけではないと考えられる。

(3) 以上を総合的に考慮すると、① 会派広報の発行及び配布は、その紙面が専ら当該会派の議会における活動又は市政についての報告等（以下「会派活動報告等」という。）を内容とするものであった場合には、当該会派が行う「調査研究その他の活動」に当たり、その作成に要する経費（印刷代金、作成費等）の全額につき政務活動費を充てることができる。したがって、この場合には、会派広報の作成に要する経費に政務活動費を充てた当該会派は、当該充当額の全額につき、法律上の原因なく利益を受けたとはいえないと解される。

他方で、② 会派広報の発行及び配布は、その紙面に会派に所属する議員個人の氏名若しくは役職等の情報又はその写真（以下「議員個人情報等」という。）が掲載されている場合において、当該会派広報の全体の趣旨、目的に加え、議員個人情報等の紙面に占める割合等を総合的に考慮して、専ら会派活動報告等を内容とするものとはいはず、会派活動報告等と、当該議員の存在の周知又は宣伝を目的とする議員個人情報等とが混在していると評価

されるときは、会派活動報告等に相当する部分については、当該会派が行う「調査研究その他の活動」に当たるということができるが、議員個人情報等に相当する部分については、これに当たるということはできない。したがって、この場合には、会派広報の作成に要する経費（印刷代金、作成費等）のうち会派活動報告等に相当する部分（その割合に応じて按分した額）に限り、政務活動費を充てることができるから、上記経費の全額につき政務活動費を充てた当該会派は、当該充当額を議員個人情報等に相当する部分の割合に応じて按分した額につき、法律上の原因なく利益を受けたものと解される。

(4) この点、被告は、調査研究活動とそれ以外の選挙等の活動が混在しているものについて、前者に該当する部分の割合に応じて政務活動費を按分して充当することが認められない以上、上記(3)の解釈を採用することはできないという趣旨の主張をする。

しかし、法、条例及び規則は、当該会派が行う「調査研究その他の活動」に当たるものと当たらないものとが混在する場合に、前者に該当する部分の割合に応じて政務活動費を按分して充当することを明文で禁じておらず、この方法による充当を認めて、上記(1)で説示した法の趣旨に反するものではないと解される。現に、証拠（甲10の1～3、甲11～15、乙1～6）及び弁論の全趣旨によれば、上記のような政務活動費の按分充当を認めた地方公共団体が複数存在し、当該方法が裁判所により是認されていることが認められる。

この点、確認事項集は、市における政務活動費の支出の運用につき、法、条例及び規則よりも厳格な定めをしているが、あくまで運用基準を定めたものにとどまり、法令の一部を構成するものではない。したがって、確認事項集の定めをもって、上記(3)における法、条例及び規則の解釈が左右されることはできない。

したがって、被告の上記主張は、採用することができない。

### 3 爭点に対する判断

#### (1) 本件広報紙①について

認定事実(1)によれば、本件広報紙①の裏面（2頁及び3頁）の記載は、市における平成27年度予算の概要、及び同予算に係る新政会の指摘事項等であるから、専ら新政会の議会における活動又は市政についての報告等を内容とするものであるといえる。

しかし、本件広報紙①の表面（1頁及び4頁）については、新政会に所属する議員の集合写真2枚、当該議員各人の氏名、顔写真及び肩書等の掲載がそのほとんどを占め、その他の記載も会派名及び一般的な挨拶文言にとどまる事からするに、当該議員個人の周知及び宣伝を目的としたものであると評価せざるを得ない。

以上のとおり、本件広報紙①は、これを全体として評価すると、会派活動報告等と議員個人情報等とが混在しているといわざるを得ない。そうすると、新政会は、本件広報紙①に係る経費に充当した平成27年度分の政務活動費（144万0882円）のうち、議員個人情報等に相当する部分の割合（2分の1）に相当する72万0441円につき、法律上の原因なく利益を受けたものと認められる。

#### (2) 本件広報紙②について

認定事実(2)によれば、本件広報紙②の裏面（2頁及び3頁）の記載は、市における平成28年度予算編成に対する新政会の要望、議会のあり方検討委員会における新政会の提案とその成果、及び新政会による視察の報告等であるから、専ら新政会の議会における活動又は市政についての報告等を内容とするものであるといえる。

しかし、本件広報紙②の表面（1頁及び4頁）については、新政会に所属する議員の集合写真2枚、当該議員各人の氏名、顔写真及び肩書等の掲載がそのほとんどを占め、その他の記載も会派名及び一般的な挨拶文言にとどま

ることからするに、当該議員個人の周知及び宣伝を目的としたものであると評価せざるを得ない。

以上のとおり、本件広報紙②は、これを全体として評価すると、会派活動報告等と議員個人情報等とが混在しているものといわざるを得ない。そうすると、新政会は、本件広報紙②に係る経費に充当した平成27年度分の政務活動費（167万7618円）のうち、議員個人情報等に相当する部分の割合（2分の1）に相当する83万8809円につき、法律上の原因なく利益を受けたものと認められる。

(3) 本件広報紙③について

認定事実(3)によれば、本件広報紙③の裏面（2頁及び3頁）並びに表面（1頁及び4頁）のうち約2分の1は、市における平成28年度予算の概要、同予算に係る新政会の要望事項の内容、それに対する対応状況の回答、及び新政会による視察の報告等であるから、専ら新政会の議会における活動又は市政についての報告等を内容とするものであるといえる。

しかし、表面（1頁及び4頁）のその余（約2分の1）については、新政会に所属する議員の集合写真、当該議員各人の氏名、顔写真及び肩書等の掲載がほとんどを占め、その他の記載も会派名や一般的な挨拶文言にとどまることからするに、当該議員個人の周知及び宣伝を目的としたものであると評価せざるを得ない。

以上のとおり、本件広報紙③は、これを全体として評価すると、会派活動報告等と議員個人情報等とが混在しているものといわざるを得ない。そうすると、新政会は、本件広報紙③に係る経費に充当した平成27年度分の政務活動費（99万4248円）のうち、議員個人情報等に相当する部分の割合（4分の1）に相当する24万8562円につき、法律上の原因なく利益を受けたものと認められる。

(4) 本件広報紙④について

認定事実(4)によれば、本件広報紙④の4頁、並びに裏面（2頁及び3頁）のうち維新の会に所属する議員4名の氏名及び写真の掲載部分を除いた部分（裏面の約36分の31）は、専ら維新の会の議会における活動又は市政についての報告等を内容とするものといえる。

しかし、その余の部分、すなわち、本件広報紙④の1頁、並びに裏面（2頁及び3頁）のうち維新の会に所属する議員4名の氏名及び写真の掲載部分（裏面の約36分の5）は、会派の名称及び当該会派に所属する議員各人の氏名、顔写真、特技・趣味等のプロフィール事項であり、会派名及び氏名のフォント並びに顔写真の大きさに加え、同一人物の写真が複数掲載されている点などを考慮するに、当該議員個人の周知及び宣伝を目的としたものであると評価せざるを得ない。

以上のとおり、本件広報紙④は、これを全体として評価すると、会派活動報告等と議員個人情報等とが混在しているものといわざるを得ない。そうすると、維新の会は、本件広報紙④に係る経費に充当した平成27年度分の政務活動費（79万8660円）のうち、議員個人情報等に相当する部分の割合（72分の23）に相当する25万5127円につき、法律上の原因なく利益を受けたものと認められる。

(計算式)

$$79万8660円 \times 23 / 72 = 25万5127円 (1円未満切り捨て)$$

(5) 本件広報紙⑤について

認定事実(5)によれば、本件広報紙⑤の4頁、並びに裏面（2頁及び3頁）のうち維新の会に所属する議員4名の氏名及び写真の掲載部分を除いた部分（裏面の約36分の31）は、専ら維新の会の議会における活動又は市政についての報告等を内容とするものといえる。

しかし、その余の部分、すなわち、本件広報紙⑤の1頁、並びに裏面（2頁及び3頁）のうち維新の会に所属する議員4名の氏名及び写真の掲載部分

(裏面の約36分の5)は、会派の名称及び当該会派に所属する議員各人の氏名、顔写真、特技・趣味等のプロフィール事項であり、会派名及び氏名のフォント並びに顔写真の大きさに加え、同一人物の写真が複数掲載されている点などを考慮するに、当該議員個人の周知及び宣伝を目的としたものであると評価せざるを得ない。

以上のとおり、本件広報紙⑤は、これを全体として評価すると、会派活動報告等と議員個人情報等とが混在しているものといわざるを得ない。そうすると、維新の会は、本件広報紙⑤に係る経費に充当した平成27年度分の政務活動費（117万4336円）のうち、議員個人情報等に相当する部分の割合（72分の23）に相当する37万5135円につき、法律上の原因なく利益を受けたものと認められる。

#### (計算式)

$$117\text{万}4336\text{円} \times 23 / 72 = 37\text{万}5135\text{円} \quad (\text{1円未満切り捨て})$$

#### (6) 小括

以上によれば、新政会は、平成27年度分の政務活動費を本件広報紙①ないし③に係る支出に充てたことにより、その一部である合計180万7812円につき、法律上の原因がないのに市の損失により利益を受けたものと認められる。そして、維新の会は、同年度分の政務活動費を本件広報紙④及び⑤に係る支出に充てたことにより、その一部である合計63万0262円につき、法律上の原因がないのに市の損失により利益を受けたものと認められる。したがって、本件各会派は、市に対し、上記各金額を不当利得として返還する義務を負う。

なお、不当利得返還義務は期限の定めのない債務であって、その債務者は履行の請求を受けた時から遅滞の責任を負う（民法412条3項）ところ、証拠及び弁論の全趣旨に照らしても、市が本件各会派に対して上記の不当利得返還義務を履行するよう請求した事実を認めるには足りないから、本件各

会派がその遅滞の責任を負うものとは認め難い。したがって、地方自治法242条の2第1項4号に基づく本訴請求の段階においては、不当利得金元金部分の返還請求を命ずることができるにとどまる。

#### 4 結論

よって、原告の請求は、上記3(6)の額の不当利得返還請求を求める限度で理由があるからこれを認容するが、その余は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所第2民事部

10

裁判長裁判官 山口 浩司

15

裁判官 和久一彦

裁判官 日巻功一朗

(別紙 1)

## 関係法令等の定め

### 第1 地方自治法（以下「法」という。）の定め

5 100条

14項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究（以下「調査研究活動」という。）その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

15項 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

15 16項 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

### 第2 尼崎市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年尼崎市条例第33号。以下「条例」という。甲6）の定め

20 (交付対象)

2条 政務活動費は、会派に対して交付する。（以下略）

(交付決定等)

25 3条 会派、団体及び無所属議員（以下「会派等」という。）は、次条第1項の規定による政務活動費の交付を受けようとするときは、毎年度、市規則で定めるところにより、市長による政務活動費の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けなければならない。（以下略）

(交付の時期及び額等)

#### 4条

1項 政務活動費は、会派等に対し、半期（4月1日から9月30日までの期間（以下「上半期」という。）及び10月1日から翌年の3月31日までの期間（以下「下半期」という。）の各期間をいう。）ごとに、市規則で定めるところにより交付する。

5  
5項 第2項から前項までに規定するもののほか、政務活動費の額の算定について必要な事項は、市規則で定める。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲等)

#### 7条

10  
10項 政務活動費の交付を受けた会派等（以下「被交付会派等」という。）は、当該被交付会派等が行う調査研究その他の活動（市政の課題を解決し、又は市民の意思を市政に反映させる活動その他の市民の福祉の増進を図るために必要な活動をいう。）に要する経費で、別表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げるもの（以下「対象経費」という。）に政務活動費を充てることができる。

15  
15項 対象経費（政務活動費が充てられるものに限る。以下同じ。）の支出の基準その他対象経費の支出について必要な事項は、市規則で定める。

(支出内容の報告及び検査等)

#### 9条

20  
20項 被交付会派等の代表者（中略）は、市規則で定めるところにより、当該被交付会派等による対象経費の支出の内容を尼崎市議会議長（以下「議長」という。）に報告しなければならない。

25  
25項 議長は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を検査するものとする。

3項 議長は、前項の規定による検査の結果、第1項の支出の内容に不適正な

ものがあると認めるときは、同項の規定による報告をした被交付会派等の代表者に対し、その修正を命ずることができる。

(収支報告)

10条

5 1項 被交付会派等の代表者は、その年度において交付を受けた政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、当該報告書に領収書等の証拠書類が添付された政務活動費対象経費支出書を添えて、当該年度の翌年度の4月30日までに議長に提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

10 11条 被交付会派等は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から当該年度において支出した対象経費の総額を控除して残余の額がある場合は、前条第1項又は第2項の規定による報告書の提出後、速やかに、当該残余の額に相当する額を市長に返還しなければならない。

別表（抜粋）

区分	経費
1 調査研究に関するもの	(5) 印刷物の作成等に要する経費で市規則で定めるもの
2 調査研究以外の活動に関するもの	(4) 印刷物の作成等に要する経費で市規則で定めるもの

15

第3 尼崎市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成13年尼崎市規則第35号。以下「規則」という。甲7）の定め

(対象経費の支出)

10条 会派等は、別表第1に規定する基準等に従って対象経費（条例第7条第2項に規定する対象経費をいう。以下同じ。）を支出しなければならない。

(支出内容の報告及び検査)

## 16条

1項 条例第9条第1項の規定による報告は、一の半期における対象経費の支出の内容について、当該半期の末日の属する月の翌月末日までに、政務活動費対象経費支出内容報告書により行わなければならない。

5 3項 議長は、条例第9条第2項の規定により対象経費の支出の内容を検査する場合において、必要があると認めるときは、当該対象経費を支出した会派等の代表者に対し、証拠書類等の資料の提出又は提示を求めることができる。

(対象経費)

## 19条

2項 条例別表第1項第5号の市規則で定めるものは、印刷代金、文書複写代金、会派広報の作成費、会派等が管理する複写機の賃借料、維持管理費、用紙の購入代金その他の複写機の使用に係る経費、会派のホームページの作成費又は維持管理費その他これらに類する経費とする。

15 6項 条例別表第2項第1号から第6号まで及び第9号の市規則で定めるものは、要請、陳情活動、会派又は団体における会議、会派等が開催する意見交換会その他の各種会議への参加、住民からの市政及び会派等の活動に対する要望及び意見の聴取、住民相談等に必要とされる経費であつて、(中略) 同項第4号に掲げる経費にあっては印刷代金、文書複写代金その他これらに類するもの(中略)とする。

20

別表第1 (抜粋)

### 1 政務活動費を充てることができない経費

- (3) 党費、党大会への賛助金、党大会への参加費、党大会への参加に要する旅費その他政党本来の活動に係る経費
- (6) 選挙活動に係る経費

(7) その他名目のいかんを問わず所属議員又は無所属議員の個人的な活動に  
係る経費

第4 兵庫県尼崎市議会議会運営委員会確認事項集（甲16。以下「確認事項集」  
という。）の定め

○ 政務調査費の支出に係る事務処理等について

5 4 按分の考え方について

按分の考え方については、判例や他の地方公共団体の使途基準において、一部が認められている事例もあるが、そのほとんどが事務所費やガソリン代等、議員個人に支給するケースであるため、本市においては原則として按分は認めないものとする。但し、やむを得ない場合は、この限りではない。

## 本件広報紙支出金額一覧表

番号		支 出 金 額
(1)	本件広報紙 ①	170,000枚の印刷代 756,000円 166,500枚のポスティング代 630,234円 デザイン代 54,648円 小計 1,440,882円
(2)	本件広報紙 ②	170,000枚の印刷代 1,047,384円 166,500枚のポスティング代 630,234円 小計 1,677,618円
(3)	本件広報紙 ③	170,000枚の印刷代 939,600円 デザイン代 54,648円 小計 994,248円
(4)	本件広報紙 ④	110,000枚の印刷代・109,500枚のポスティング代など 798,660円
(5)	本件広報紙 ⑤	170,000枚の印刷代・166,720枚のポスティング代など 1,174,336円

これは正本である。

平成30年4月11日

神戸地方裁判所第2民事部

裁判所書記官 柏原



将

正

本

印

押

し

す

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る</p